

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



## Newsletter

March 2018

### 自動運転をめぐる法制度に関するグローバル調査結果レポート発行のお知らせ

ベーカーマッケンジー自動車産業グループは、自動運転技術に関する法制度の世界的な現状を明らかにすべく、このたび、欧米、アジア、中東、アフリカを含む 33 か国における自動運転に関する法整備の進捗状況を調査しレポートにまとめました。  
調査結果の要約版は[こちら](#)からダウンロードしてご覧いただけます。

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 20

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 20 となる本号では、会社法の改正に関する中間試案や移転価格事務運営要領の改正の概要など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

- [会社法の改正に関する中間試案の公表 — 株主総会資料の電子提供制度、株式対価 M&A の促進など](#)
- [国税庁が移転価格事務運営要領（事務運営指針）の改正を公表 — バックオフィス業務等の低付加価値グループ内役務提供に係る簡易な算定方法を追加](#)

#### 2. アジア

- [中国：多国籍企業の投資環境改善を目的とする条約濫用防止規制の施行](#)
- [香港：改正会社法の施行](#)
- [フィリピン：Tax Reform（2nd package）により、外国法人によるフィリピン非上場会社株式の売却に係る Capital Gain Tax（CGT）の税率が 15% に引き上げへ](#)

#### 3. 豪州

- [オーストラリア：連邦政府が消費者法の改正案を発表](#)

#### 4. 米州

- [ベネズエラ：生産的外国投資に関する新法成立](#)

## 1. 日本

### 会社法の改正に関する中間試案の公表 — 株主総会資料の電子提供制度、株式対価 M&A の促進など

法務大臣の諮問機関である法制審議会の会社法制（企業統治等関係）部会において取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」が 2018 年 2 月 28 日に公表された。中間試案は、会社法改正に向けて現在検討されている項目と、それに関する改正の方向性が示された資料で、今後の改正議論の土台となる。現在、中間試案に対するパブリックコメントが募集されており、これに対して寄せられた意見を踏まえて、さらに検討がなされた上で改正法案の要綱が策定されることになる。本稿では、中間試案の主要な項目について解説する。

#### 株主総会資料の電子提供制度

現在の会社法では、株主総会資料は原則として書面で提供することとなっており、インターネットを通じて提供するには株主の個別の承諾が必要とされている。これについて中間試案では、定款で定めを置くことで、株主総会資料をホームページ等に掲載し、株主に対してそのホームページのアドレス等を書面で通知することにより、株主総会資料を提供することができるという制度を設けることが提案されている。会社の事務負担を軽減することで、株主に対する情報提供がより早期に、より充実した内容で行われるようになることが期待されており、電子提供の場合の株主総会資料の提供開始時期を株主総会の 4 週間前又は 3 週間前まで前倒しすることも検討されている。また、上場企業については、この電子提供制度の利用を義務付けることを予定している。

#### 株主提案権の制限

近年、一人の株主から膨大な数の議案が提案されるなどの事例が見られ、濫用的な株主提案権の行使による弊害が指摘されている。そこで中間試案では、株主提案権の濫用的な行使を制限するため、提案できる議案の数、内容に制限を加える規定を追加することが提案されている。具体的には、提案できる議案の数を 5 あるいは 10 までとすることや、名誉棄損等の目的や総会の適切な運営の妨げになるおそれのある提案を制限することが検討されている。

また、関連する事項としては、濫用的な議決権行使書面の閲覧謄写請求を制限する規定を置くことも検討されている。

#### 取締役等への適切なインセンティブの付与

取締役の報酬については近年、職務を適切に執行するためのインセンティブとしての機能が重視されており、これに対応して、中間試案では報酬として株式を交付する場合に無償での株式発行を認める規定や、業績に連動させる報酬を想定した規定を設けることが提案されている。

その他、特に公開会社について、取締役の報酬等に関する決定プロセスの透明化や情報開示の充実が取り上げられている。

また、現在の会社法では、会社補償（取締役等が第三者から責任追及に係る請求を受けた場合などに要する費用等を会社が補償するもの）に関する規定がないところ、優秀な役員人材を確保し、適切なインセンティブを与えるために会社補償の有効性が指摘されている。そこで中間試案では、会社補償に関する規律を設け、会社が補償をすることができる範囲や会社補償契約を締結するための手続を明確にするものとしている。

さらに、現在会社法に規定のない会社役員賠償責任保険（D&O 保険）に関する規律も整備し、D&O 保険に関する保険契約を締結するための手続等を明確にすることが提案されている。

### 社外取締役の活用等

会社法では現在、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社で、有価証券報告書を提出する株式会社は、社外取締役を置いていない場合には、株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明し、かつ、事業報告等を通じて株主に開示しなければならないとする。この規律が適用される会社に関して、中間試案ではさらに進んで、社外取締役を置くことを義務付けるかどうかを検討されている。

また、マネジメントバイアウト取引を典型例とする、買収者側である取締役と会社間に利益相反構造が存在する場合などを想定して、会社がその都度、取締役会決議により、社外取締役に業務の執行を委託することができるという規定を設けることが提案されている。

さらに、監査役設置会社のうち、取締役の過半数が社外取締役であること等の一定の要件を満たす会社について、指名委員会等設置会社における執行役への業務執行の委任と同様の範囲で、取締役会が重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるという規定を設けるかどうかを検討されている。

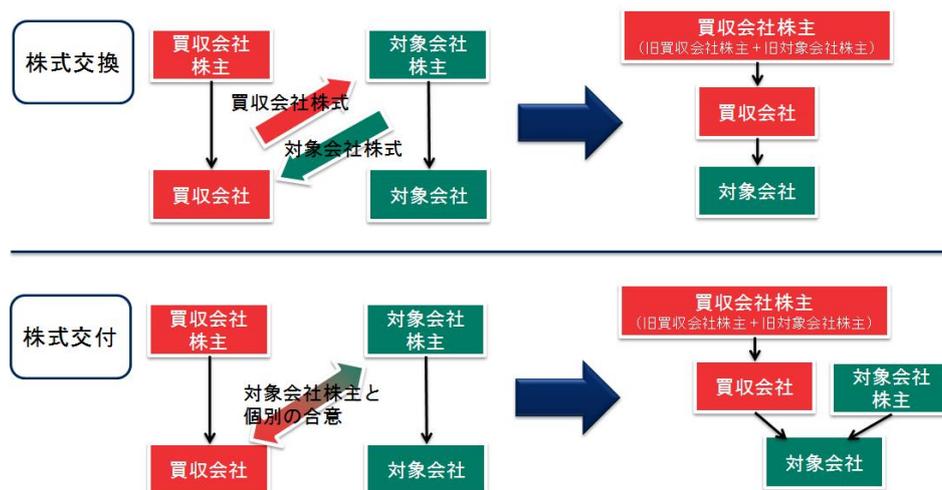
### 株式交付制度の創設 — 株式対価 M&A の促進に向けた新制度

現在、自社株式を対価とする M&A を促進するために、会社法の適用特例措置を拡大するべく産業競争力強化法の改正案が国会で審議されている（詳細は [本ニューズレター Vol. 19](#) を参照）。これは、欧米では M&A の対価として買収会社の株式が積極的に利用されている一方で、日本では買収会社の株式を対価とする株式取得に関する会社法上の障害が大きく、ほとんど利用されていないことが背景にある。

中間試案においても、M&A の場面で自社株式を対価とする株式の取得をより容易にできるようにするため、株式交付という制度を導入することが提案されている。

現行会社法の下で、買収会社の株式を対価として対象会社の株式を取得するには、買収会社の募集株式の発行を行い、これに対して対象会社の株主が対象会社株式を現物出資財産として出資を行うことになる。しかし、現物出資に伴う手続規制や填補責任などのハードルが高いと指摘される。また、組織法上の行為である株式交換では、法律上当然に全ての対象会社株式が取得されるため、完全子会社化を目指さない M&A 取引には利用できず、また対象会社との株式交換契約の締結が必須の手続きとなる。

これに対して、中間試案が提案する株式交付は、買収会社が対象会社を子会社化するために、対象会社の株式を譲り受けて、譲渡人に対して自社の株式を交付する組織法上の行為で、募集株式発行に伴う規制の対象とはならず、また、株式の譲り受けは対象会社株主との個別の合意に基づくものであり、全ての株式を取得する必要はない。



この株式交付の制度が導入されれば、株式を対価とする M&A についての会社法上の課題が大きく改善されることが期待される。

なお、現在、株式を対価とする M&A が進まない理由として、上記の会社法上の障害に加え、買取に応じた対象会社の株主に、金銭対価を受領しないにもかかわらず、株式譲渡益・譲渡所得への課税が生じるという課題がある。これについて、現在国会審議中の産業競争力強化法に基づく会社法の特例措置の導入と同時に、同法の認定を受けた事業再編については買取に応じた対象会社株主への課税の繰延措置が導入される予定である（平成 30 年度税制改正）。今後の会社法の改正で、株式交付の制度が導入される際には、同様の税法上の繰延措置を置くことが再度検討されることになろう。

### 社債の管理

社債管理に関しては、より簡易な形で社債管理の事務を委託する社債管理補助者の制度を創設して、社債管理者の確保の困難性などの課題に対応することが提案されている。

### 取締役等の責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

会社が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟において和解をするには、監査役等の同意を要するという規定を設けることが中間試案で示されている。

### キャッシュアウトの際の情報開示の充実

全部取得条項付種類株式の取得又は株式併合を利用した現金対価のスクイズアウト（キャッシュアウト）の際に行われる端数処理手続きに関して、事前開示として、任意売却の実施や代金交付の見込みに関する情報を記載させて情報開示を充実させることが検討されている。

### 新株予約権に関する登記

現在は新株予約権の登記事項について、非常に細かい払込金額の算定方法等まで登記事項になっているところ、これを簡素化することが提案されている。

### 法人登記に関する見直し事項

株式会社の代表取締役等について、その住所が登記事項とされており、誰でも登記事項証明書を取得してその住所を知ることができる。これについて、プライバシーの観点から、住所が記載されている登記事項証明書については、

住所確認について利害関係を有する者に限り交付請求ができるようにすることが提案されている。

現行法では、会社は、本店所在地において登記するほか、支店所在地においても登記をする必要がある。現在はインターネットを使った登記情報提供サービスで、本店・支店の情報を容易に確認できるため、支店所在地の登記を廃止することが提案されている。

[最初のページに戻る](#)

## 国税庁が移転価格事務運営要領（事務運営指針）の改正を公表 ーバックオフィス業務等の低付加価値グループ内役務提供に係る簡易な算定方法を追加

国税庁は2月16日付で、移転価格事務運営要領（事務運営指針）の一部改正を行った<sup>1</sup>。今回の改正は昨年11月10日から12月10日に行われた約6年ぶりのパブリックコメントを受けた上で、公表されたものである。本稿ではその主要な改正ポイントの1つである低付加価値グループ内役務提供に係る簡易な算定方法とそれに寄せられた意見に対する国税庁の考え方<sup>2</sup>の一部を紹介する。

### 主要な改正ポイント

今回の事務運営指針の主な改正は以下の2点である。

- ① 2017年度版OECD移転価格ガイドラインで、企業グループの中核的事業を構成するものではない（利益獲得活動を生み出すものではなく、経済的に重要な活動に貢献するものではない）支援的な性質の役務提供を低付加価値グループ内役務提供と定め、係る費用に5%を乗じた金額を加算した金額を独立企業間価格とする簡易な算定方法が選択可能となったことを受けて、我が国においても同様の取扱いが設けられた。
- ② 近年では事前確認の実績が乏しい国との二国間事前確認を希望する納税者が増加しそれらの国との相互協議の繰越件数が増加していることを受けて、確認対象事業年度の最初の事業年度の開始日の翌日から3年を経過しても相手国において申出が収受されていない場合、国税局が申出法人に事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取し、聴取日の翌日から3か月を経過する日までに回答が無い場合には、事前確認を行うことができない旨の通知を行うこととされた。

### 簡易な算定方法について

改正前の事務運営指針においては、(i)比較対象取引を選定した上で独立企業間価格を算定する原則的な方法（「原価基準法と同等の方法」又は「取引単位営業利益法と同等の方法」）と(ii)本来の業務に付随した役務提供に限定した、役務提供に係る総原価の額を独立企業間価格とする方法が認められていた。今回の改正では、この2つの取扱いに加えて、バックオフィス業務等の支援的な性質の役務提供について、比較対象取引を必要としない簡易な算定方法が加えられた。支援的な性質のものとは、利益獲得を目的とせず、企業

<sup>1</sup> 国税庁ホームページ「移転価格事務運営要領」の一部改正について（事務運営指針）  
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/kaisei/180228/01.htm>

<sup>2</sup> 国税庁ホームページ「御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方」  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000170831>

グループの経済的に重要な活動へ貢献するものではない役務提供<sup>3</sup>とされている。もっとも、簡易な算定方法を選択する場合には、以下に示す書類を作成・保存しておくことが要件とされていることから、実務的な観点からするとその適用は必ずしも容易ではない。このため、グループ内役務提供に対する算定方法の適用にあたっては、引き続き、従来通りの比較対象取引を選定した上で独立企業間価格を算定する方法が中心となるのではないと思われる。また、国税庁の考え方に示されている通り、シニアマネジメントによる経営監督以外の役務提供はこの簡易な方法を選択することができないことにも留意が必要である。

- ・ 役務提供を行った者及び当該役務提供を受けた者の名称及び所在地を記載した書類
- ・ 役務提供が掲げる要件の全てを満たしていることを確認できる書類
- ・ 役務提供の内容を説明した書類
- ・ 法人が実際に当該役務提供を行ったこと又は当該役務提供を受けたことを確認できる書類
- ・ 総原価の額の配分に当たって用いた方法及び当該方法を用いることが合理的であると判断した理由を説明した書類
- ・ 役務提供に係る契約書又は契約の内容を記載した書類
- ・ 役務提供において法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該国外関連者に支払う対価の額の明細及び計算過程を記載した書類

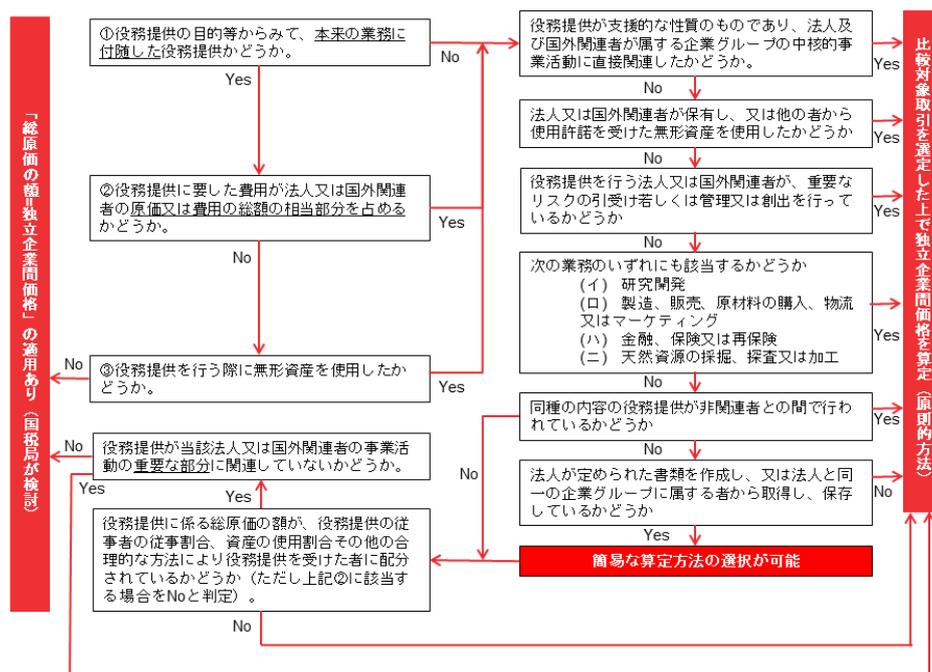
上述の通り、今回の改正によって役務提供に係る独立企業間価格の算定については、大きく3つの方法が規定された形となったが、総原価の額を独立企業間価格とする方法並びに簡易な算定方法に係る適用判定を整理すると以下のフローのように判定されることになる。

---

<sup>3</sup>参考事例集の事例23の《解説》3に以下に8つの具体例が掲げられている。

- (1) 会計帳簿又は予算の作成、財務に関する監査その他の会計、予算及び監査に関する事務
- (2) 顧客に対する債権及び債務並びに信用リスクの管理その他の債権及び債務の管理に関する事務
- (3) 雇用、教育、給与、福利厚生その他の従業員の管理に関する事務
- (4) 衛生、安全、環境その他の事業を規制する基準に関する情報の管理又は収集に関する事務
- (5) 情報通信システムの保守、管理その他の情報通信サービスに関する事務
- (6) 広報活動の支援に関する事務
- (7) 契約書の作成、契約内容の確認その他の法務に関する事務
- (8) 申告書の作成、納税その他の税務に関する事務

## 総原価の額を独立企業間価格とする方法並びに簡易的な算定方法に係る適用判定のフロー図



## パブコメに対する国税庁の考え方

パブコメに対する国税庁の考え方が示されたものの内、事前確認（以下、「APA」）に関するものは、この指針に対する国税庁の考え方に従って手続きが行われることから、APAを申請している又は今後申請することを検討している納税者にとって、実務上重要であると思われる。そこで、その一部についてまとめたので以下に紹介する。

- **意見①（保留期間の調査、調査を行わない対象）**：指針 3-22（3）  
「APAに係る手続きが行われている間は、確認対象事業年度に係る申告の内容（APAの対象となる国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等に限る。）については調査を行わない。」とは、具体的にいつからいつまでを指すのか。（独立企業間価格の算定方法等に限る。）という文言を使用することにより調査を行わない対象が限定されることになるのではないかと。
- **国税庁の考え①（保留期間の調査、並びに調査を行わない対象）**：指針 3-22(3)に定める「APAに係る手続きが行われている間」とは、法人がAPAの申出を行ってから、①当該法人がAPAの申出の取下げを行うまでの間、②所轄 税務署長が当該法人に対してAPAを行う旨を通知するまでの間、及び③所轄税務署長が当該法人に対してAPAを行うことができない旨を通知するまでの間をいう。

括弧書き（…独立企業間価格の算定方法等に限る。）を追加した趣旨は、確認対象取引であっても、措置法第66条の4第2項に規定する独立企業間価格の算定方法等以外の事項については、調査が行われる可能性があるという従来の取扱いを明確化するためである。

- **意見②（遡及対象年度の調査について）**：指針 3-22(2)の「法人がAPAの申出を行ったとしても、確認対象事業年度の前の事業年度に係る調査の開始は妨げられない。」という規定により、遡及適用希望を行っても調査が行われる可能性があるということか。
- **国税庁の考え②（遡及対象年度の調査について）**：遡及適用希望事業年度に係る申告の内容については、これまでも調査が行われる可能性が

あった（改正前の参考事例集の事例 27《解説》にも記載していたが、指針 3-22(2)においてより明確に説明している）。今般の改正は、遡及適用希望事業年度については調査が行われる可能性があるという従来の取扱いを確認したものである。

- **意見③（調査と事前確認審査が平行して生じた場合の取扱い）**：過年度の移転価格調査と APA 審査が平行して行われた場合の両者の位置づけを教えてください。調査が優先されるのではないかと、審査結果は調査結果をベースにしたものとなってしまうのではないかと、といった懸念がある。
- **国税庁の考え方③**：調査と APA 審査との関係は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次のとおりとなる。
  - (1) 既に調査が行われている事業年度への遡及適用を希望する APA の申出がなされた場合  

遡及適用希望事業年度に係る調査は中断されず、確認対象事業年度に係る APA 審査が開始されることなく保留される（指針 6-14(2) へ）。調査終了後に、確認対象事業年度に係る APA 審査は開始される。
  - (2) 遡及適用を希望する事前確認の申出が行われた後に、遡及適用希望事業年度について調査を行う場合  

遡及適用希望事業年度に係る調査は開始され（指針 3-22(2)）、確認対象事業年度に係る APA 審査が継続されることなく保留される（指針 6-14(2) へ）。調査が終了した後、確認対象事業年度についての APA 審査は再開される。

上記のいずれの場合であっても、APA の申出を行った法人から APA 審査のために收受した資料（事実に関するものを除く。）は、法人の同意がある場合を除いて、調査において使用することはない（指針 3-22(4)）。

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### 中国

#### 多国籍企業の投資環境改善を目的とする条約濫用防止規制の施行

2018 年 2 月 6 日、中国国家税務総局（State Administration of Taxation、以下、「SAT」）は、租税条約における実質的所有者問題に関する公告（以下、「9 号公告」）を発表した。施行予定日は 2018 年 4 月 1 日である。9 号公告は既存の条約濫用防止規制である 601 号通達と 30 号公告を大幅に改正する内容となっており、多国籍企業による投資をさらに誘致するための節税政策としての色合いが濃くなっている。グローバルに事業を展開する本邦企業にとっても無視できない内容と思われるため、本号と次号の 2 回にわたって解説を加える。

#### 背景

中国はかねてより条約濫用対策に対して積極的に取り組んでおり、その取り組みは OECD による BEPS 行動計画の実施以前に遡る。2009 年、SAT は 601 号通達を発出しているが、同通達は、中国の二国間租税条約における実質的所有者概念に関する中国側の解釈指針としての性格を有するものであった。同通達は、中国源泉の配当や利子、ロイヤリティに関する所得を得ており、かつ中国の租税条約が定める低い源泉徴収税率の適用によって利益を受

けようとする海外の多国籍企業に対して一定の負担を課すものであった。また、優遇税制の恩恵を受けるには、所得受領者はその所在国又は税務上の居住国において実質的な事業活動を行っている必要があり、エンティティとしての実体を有さず中国源泉の所得に関する単なる導管と判断されるような場合には優遇税制の適用要件を満たさないこととされていた。その後、SATは30号公告、165号通達及び24号公告等の実質的所有者に関する追加指針を公布・発出しているが、これらの追加関連指針の公表によって601号通達において残存していた不明確性は一定程度解消されたものの、多国籍企業が置かれた状況は未だ不安定なものであった。

このような状況の中、2017年、中国国務院はSATを含む下級当局に対し、中国国内で事業を展開する多国籍企業の投資環境を改善する具体的な方法を確認・採択することを求める2つの公告を発出した。その目的は、中国の経済的成長の底上げにあり、多国籍企業による中国宛投資を促進することが狙いと考えられている。この種の優遇税制の例としては88号通知に基づく配当の再投資インセンティブ制度があるが、同通知では多国籍企業が獲得した所得の本国還流を減少させ、中国宛の再投資を促進させることが企図されている（本制度については弊事務所の[ニューズレター](#)（英語版のみ）を参照されたい。）。

今般新たに施行される9号公告は、中国の投資環境の競争力向上を目的とした最新の税務上の通達である。9号公告は601号通達で規定されていた実質的所有者認定に関する基本原則を実質的に変更するものではないが、当該実質的所有者認定に関する判断基準をより明確にしておき、実務上の予測可能性を担保し、外国投資家にとっての投資環境を改善することが意図されている。特筆すべき規定の1つとしては、9号公告が30号公告に定める実質的所有権に関するセーフ・ハーバー措置の拡大が挙げられる。以下、9号公告における主要な規定内容を解説する。

## 主要な規定の要点

### (1) 実質的所有者基準の明確化

601号通達は、所得受領者が実質的所有者基準を満たすか否かの判断において考慮される7つの不利な要素を挙げていたが、これらの要素は、9号公告においては5つの要素に整理されている。1つの重要な変更は、導管（パススルー・エンティティ）性認定に関する基準の緩和である。601号通達のもとでは、中国が源泉となる所得の60%以上をその受領後12か月以内に第三国居住の居住者に支払う義務を負う場合には、当該所得受領者は導管とみなされる可能性があった。この60%基準は9号公告にて50%へと緩和されている。なお、支払義務の認定にあたっては、当該所得受領者が負う支払義務の額と、実際に当該所得受領者が支払った額の双方が考慮されることになった。例えば、中国源泉の所得の50%を超える額を第三国の居住者に対する融資に充てた場合には、当該事実は9号公告における判断に際して不利な要素となりうる。

投資活動によって所得を得ている者に関しては、従前から165号通達が規定を置いていた。実質的所有者性が認められるためには当該エンティティが経済的実体を有していなければならないところ、投資活動も当該経済的実体の認定にあたってポジティブに考慮される要素と考えて差し支えない旨規定していた。新しく発出された9号公告はこの点についても改正を加えており、当該エンティティが実質的な投資管理活動のみを行っている場合であっても実質的所有者基準を満たす場合がありうることを認めている。もっとも、当該投資活動が実体を伴うものであるといえるためには、所得の帰属主体が当該投資活動によって得られる利益及び損失の実質的な帰属主体となりうるよう、十分な資産と人員を有している必要がある。

なお、実質的所有者基準を満たすためには、消極的な投資活動（実質的な投資政策・決定を行わず単に投資益の受け皿となっているような場合）を行っているだけでは足りず、さらに能動的な事業を行っている必要がある。SATが9号公告とともに発表した解釈指針では、従前消極的な投資活動しか行っていないエンティティに対し、実質的所有者基準を満たす目的で、他のエンティティから能動的な事業を移転させたような場合であっても、当該移転が商業的必要性に基づくものでなく、かつ当該移転先エンティティが営む事業全体に占める割合が小規模なものに留まるような場合には、当該実質的所有者基準を満たさない旨規定している。

## (2) 実質的所有者に関するセーフ・ハーバーの拡大

30号公告は、中国の子会社から受ける配当に関して、受益所有者認定についてのセーフ・ハーバーを設けている。条約の他方締約国における税法上の居住者であってかつ上場会社である場合、当該所得受領者は実質的所有者であると取り扱われる。9号公告は、配当所得に関する実質的所有者概念を大きく拡張しており、締約相手国の政府機関や条約の他方締約国における居住者である個人もこの概念の中に含まれることとなった。さらに、それ自身実質的所有者には該当しないはずの配当受領者であっても、1名以上の実質的所有者が直接又は間接にその持分の全てを保有しており、かつ、間接保有形態の場合には所得の帰属主体と実質的所有者の間に介在する中間エンティティが中国又は条約の他方締約国における居住者であるという要件を満たす場合には、セーフ・ハーバー規定が適用されることになる。

ただし、9号公告は濫用防止規定を設けており、租税条約又は中国国内法における包括的租税回避規制に規定される主要目的基準（いわゆるPPT）に抵触する場合には、当該実質的所有者規定は適用されないことには留意されたい。

（次号に続く）

[最初のページに戻る](#)

## 香港

### 改正会社法の施行

香港において設立された会社の重要支配者に関する規定を定めた2017年会社法改正法案（以下、「法案」）が2018年1月24日付で議会により可決され、また2018年2月2日付で、2018年改正会社法施行規則が官報によって公布された。法案の内容の大半がそのまま反映される形で、2018年3月1日に改正会社法が施行された。本ニューズレターは、[ニューズレターvol.13](#)の内容を補足するものである。

### 重要支配登録簿の作成・維持者

香港において設立された会社は、香港証券取引所に上場されている場合及び香港財政司司長の制定する規則によって特別に作成・保存義務を免除された企業類型又は企業群に該当しないかぎり、重要支配者の登録簿（以下、「重要支配者登録簿」）を維持する義務を負う。

重要支配者登録簿には以下の情報が記載されることになる。

- ・登録対象者（自然人又は特定の団体）に関する情報
- ・登録対象法人に関する情報
- ・指定代表者に関する情報

- ・改正会社法により、香港企業が重要支配者登録簿に追記することを求められた情報

重要支配者登録簿の記載事項に漏れがあつてはならず、登録事項に変更が生じた場合には重要支配者登録簿を更新し、重要支配者に関する情報が常に正確なものとなるように努めなければならない。

### 重要支配者の要件

香港企業における重要支配者とは、①当該香港企業の株主であり、当該企業に対する重要な支配権を有する法人（登録対象法人）、及び②当該香港企業に対する重要な支配権を有する自然人又は特定の団体（登録対象者）からなる。

自然人の場合、改正会社法施行規則別表 5A の 1(a)項から(e)項に規定された条件の一つ以上満たせば、重要支配者に該当することになるが、これらの条件は広義に規定されているため、重要支配者の該当性については慎重に確認する必要がある。

香港企業の直接の株主の場合には登録対象法人又は登録対象者の判定は比較的容易であるが、香港企業に対して間接的に重要な支配権を有する登録対象者の判断はやや複雑である。登録対象者が究極親会社 X の持分の過半数を保有し、X 傘下の各企業が、それぞれの直下の企業の持分の過半数を有し、支配関係の最後の子会社が香港企業の株式を直接保有する場合において、その者は香港企業の株式を間接的に保有していることとなる。

次の 4 つの基準の中の 1 つを充足したときには、その者はある法人(X)の持分の過半数を有することになるとされている。香港企業の株式を保有する場合については、①X の議決権の過半数を有する場合、②X の株主であり、その取締役会の過半数を選任又は解任する権利を有する場合、③X の株主であり、他の株主との契約において X の議決権の過半数を単独で行使できるとされている場合、④X に対して重大な影響又は支配権を行使する権利を有し又は実際にこれを行行使する場合。かかる基準によれば、持分の過半数を有する者は、X の直接の株主である場合もそうでない場合もある。他国の制度と異なり、香港では、X が上場企業の場合には、X 限りで重要支配者を特定するための調査を終了することはできない。この点は他国で採用されているアプローチとの大きな相違点であり、香港に外国子会社を有している外国の上場企業グループにとっては、重要支配者登録簿のためにその株主まで確認しなければならず大きな負担となるおそれがある。

また、信託受託者又は事業体のパートナーが改正会社法施行規則別表 5A の 1(a)項から(d)項に係る重要支配者に該当する場合、同 1(e)項の規定に従って、当該信託又は事業体の活動に対して重要な影響又は支配権を行使する権利を有し、又は実際にこれを行行使する自然人を特定するため、追加調査をしなければならない。

登録対象者が、1 つ又は 2 つ以上の国、州又は地方の政府と事実上の関係性を有する特定の団体である場合、自然人に対する追加調査は不要である。

### 香港企業を有する企業グループがとるべき対応

1. 企業グループの構成を確認し、その重要支配者（すなわち、登録対象法人又は登録対象者）を特定するための調査を実施すること。
2. 指定代表者（香港在住の会社の株主若しくは役職員又は会計士・弁護士等）を選任すること。
3. 重要支配者に関する所定の情報を収集すること。

4. 重要支配者、又は重要支配者に関する情報を有する者若しくは当該情報を有していると香港企業が判断する合理的理由がある者に対して、送付すること。
5. 所定の情報が記載された重要支配者登録簿を作成すること。
6. 現時点において上記の対応に不備がある場合には、早急にこれらを遵守するよう努めること。

[最初のページに戻る](#)

## フィリピン

### Tax Reform (2nd package) により、外国法人によるフィリピン非上場会社株式の売却に係る Capital Gain Tax (CGT) の税率が 15%に引き上げへ

Republic Act No. 10963 によって、フィリピン居住者及びフィリピン法人が得たフィリピンの非上場会社の株式の売却益について課せられる CGT の税率が、従前の 10% (100,000 ペソまでは 5%) から 15%に引き上げられている。しかしながら、外国法人の CGT に関する National Internal Revenue Code の第 28(B)(5)(c)は改正されておらず、外国法人によるフィリピンの非上場会社の株式の売却益に対する CGT 税率は従前の 10%となっていた。この矛盾を解消すべく、第 28(B)(5)(c)が Tax Reform Package (TRAIN 2) によって改正され、外国法人に適用される CGT 税率も 15%となる見込みとなった。

なお、日本とフィリピンとの間の租税条約第 13 条の規定により、日本法人によるフィリピンの非上場会社の株式の譲渡に係る譲渡益については、当該フィリピンの非上場会社の主要な財産がフィリピンの不動産でない限りにおいて、フィリピンの CGT は非課税とされている。もっとも、フィリピンの非上場会社の株式の移転は、フィリピンの税務当局 (BIR) が発行する登録許可書 (Certificate Authorizing Registration) が必要となる場所、租税条約の適用によるフィリピン CGT の非課税は、BIR に対して租税条約が適用されることの確認を求めるルーリングの申請及びその是認を経ない限り CAR が発行されない実務となっている。かかる租税条約適用の可否は、ルーリングの申請後長期間 (8 か月~12 か月とも言われている) を要することから、フィリピンの非上場会社の株式を譲渡した後、相当期間を経過しなければ法的に株式が移転しないことになり引き続き留意が必要になると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 豪州

### オーストラリア

#### 連邦政府が消費者法の改正案を発表

オーストラリア連邦政府は、2017 年 3 月に公表したオーストラリア消費者法 (ACL) の見直しの最終報告書に従い、ACL、競争・消費者法 (CCA) 及びオーストラリア証券投資委員会 (ASIC) 法の改正案を公表した。これは、2011 年に ACL が施行されて以来初めて発表された大きな改正案であり、消費者と事業者の双方がその権利義務を理解することを促進する一方で、当局に対してより強大な調査権限を与えるものである。

なお、今回の改正案に含まれていない ACL の改正提案、例えば罰金額の引上げ、重大な瑕疵についての消費者向け保証及び返金請求権／交換請求権等についての改正は、第 2 弾の改正案としてまとめられる予定である。

以下、改正点につき紹介する。

### 1. 予め設定されているオプション価格の表示価格への算入

現在は商品やサービスの表示価格からオプションの価格を除外することができるが、改正案では、販売者が最初から自動的にオプションを付けている場合、購入者が取引の中でオプションを選択しないことができるとしても、表示価格にその価格を算入しなければならない。これは、オプションの選択次第で追加料金がかかるような商品やサービス（航空券や保険など）の価格について、より透明性を求めるものである。

### 2. 自主的リコールに関する規定の厳格化

改正案では、ACL において、初めて「リコール」を「商業又は貿易に従事する者による、消費者製品の安全上のリスクを軽減する全ての是正措置」と定義づけた。これにより、どのような是正措置を講じた場合に ACL 第 128 条に基づいてリコールの通知をしなければならないかが明確になる。例えば、不良品をサプライチェーンのいずれかの段階で回収することや、（製造業者から供給される前であっても）不良品を是正すること、消費者に製品の瑕疵を通知することなどが挙げられる。

また、この是正措置通知義務を怠った場合の民事制裁金の上限額を、企業の場合は①16 万 5,000 米ドル又は②是正措置の通知を行わなかったことで得た利益の 3 倍のいずれか大きい金額、個人の場合は最大 3 万 3,000 米ドルとする。刑事罰についても同様に引き上げられる。

### 3. 消費者保護に関する規定の明確化及び強化

改正案では、取引の両当事者がいずれも事業者である場合（又は個人が自身の事業のために取引をした場合）に限り、製品の輸送・保管に関する消費者保証規定の適用例外の対象となることを明確にしている。したがって、事業者ではない消費者のために製品を輸送・保管する場合には、この消費者保証規定の適用は免れない。

また、ASIC 法の改正案では、金融商品及び金融サービスが消費者保護の対象となることを明確にしている。これにより、ASIC 法と ACL の消費者保護規定の平仄が合わせられることになる。

さらに、改正案では「不招請消費者契約」の定義が修正され、販売業者が公共の場所（ショッピングセンターや路上など）を含む自身の店舗から離れた場所で消費者と契約を締結する場合は該当し得ることを明確にしている。そして、「不招請サービス」の定義についても、「要求しておらず、実際に提供されていないサービス」を含むものと修正している。この修正は、ACCC が ACL の架空請求禁止規定を適用しやすくすることを企図したものである。

### 4. オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）、ASIC の権限拡大

改正案によると、ACCC は、研究所、安全コンサルタント、影響を受けた消費者など、関係する情報や書類を所持すると思われる全ての者に対し、製品及びサービスの安全性に関する情報を収集するため、通知を出すことができる。現在、ACCC は、製品の供給者以外に対してこのような通知を出すことができない。

また、ACCC 及び ASIC は、強制調査権限の範囲が拡大し、契約条項が不公正であるか否かについても強制調査を行うことができるようになる。

## 5. サービスの提供における瑕疵に関する保証規定の義務化

2010年競争・消費者法は、現在製品の提供における瑕疵に関する保証規定について一定の文言を義務づけているが、サービスの提供については規定していない。そこで、改正案では、サービスの提供についても瑕疵に関する保証規定について一定の文言を義務付けている。

## 6. 後続の訴訟手続で援用できる事実の範囲の拡大

改正案では、CCA第137H条の適用範囲が拡大し、先行する訴訟で認定された事実に加えて、相手方が承認した事実についても後続の手続で援用することができる。これは、相手方が先行する訴訟において関係する事実の承認を行っている場合に、立証責任を軽減することを企図するものである。

## 7. ACL違反に対する民事制裁金の大幅な引上げ

現在連邦議会において審議されている2018年ACL改正法案第3号は、ACL違反に対する民事制裁金の上限額を大幅に引き上げるものである。企業の場合、現在110万豪ドルの上限額であるが、改正法案では、①1,000万豪ドル、②（額が確定できる場合には）ACLに違反したことにより得た利益の3倍、又は③（右の利益の額が確定できない場合には）ACLに違反する行為を開始する前の12か月間における企業の年間売上高の10%のいずれか大きい金額とする。また、個人の場合、現在22万豪ドルの上限額を、改正法案では50万豪ドルとする。これは、現在の制裁金の額では、特に大企業にとっては違反抑止効果が十分でないと長らく批判されてきたことを受けたものである。同改正法案は、連邦総督の裁可の日又は2018年7月1日のいずれか遅い日から施行される。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 米州

### ベネズエラ

#### 生産的外国投資に関する新法成立

ベネズエラの制憲議会は、2017年12月29日、国会の有する立法権に相当する権力を行使して、新たな生産的外国投資法（以下、「新外国投資法」）を公付した。本法により、2014年11月18日付特別官報で交付された外国投資法（以下、「旧法」）は廃止された。新外国投資法に伴う施行規則は施行後90日以内に定められることとされている。

新外国投資法では、外国投資制度を公益に関するものとして捉えている点、内資と外資の平等的取扱いに関する規定の存在及び技術に関する契約に登録を要する点は、旧法の立場が維持されている。新外国投資法は、外国投資に関する事項を管轄する省庁が運営組織となるとしているものの、旧法において外国投資に関する事項の権限が移された国立貿易センター（CENCOEX）の権限が維持されるか否かは明らかではない。

新外国投資法では、政府による外国投資への介入が強化されており、外国投資活動への影響が懸念される。また、新外国投資法では、新たな外国投資と、施行前になされた従前の外国投資に適用のある法制度との間で、不明確又は不正確と考えられる規定を含んでいる。ベネズエラにおける外国投資については、現地における新外国投資法の運用の状況に留意すべきである。

以下、新外国投資法の重要な事項について概説する。

1. 新外国投資法は3つの種類の外国投資を定義している。①直接外国投資（有形資産又は金融資産を拠出し、国内で生産を行う外国投資を受ける法人の資本とするもので、資本金の10%以上を占めるもの）、②ポートフォリオ外国投資（いかなる種類の法人についても、資本金の10%未満の株式の取得）、③特惠外国投資（大統領により特惠的な業種として認められた業種に対する投資で、大統領の政策いかんによっては利益やインセンティブを得ることができる）。
2. 外国投資として登録を要する最低投資額が、以前の100万米ドル相当額から、(i)80万ユーロ、(ii)650万人民元（1人民元=0.15611米ドル）又は(iii)他の通貨において上記額に相当する額と変更された。ただし、中小規模の産業への外国投資を促進するため、上記基準額の10%を下回らない範囲で別途の基準額を政府が定める可能性がある。
3. 最短投資期間が5年から3年に短縮された。当該期間後、投資家は当初投資されて登録された後、更新された資本の額を国外に送金することができる。
4. 外国投資家は、最初の事業年度末から、登録され更新された資本から生じた利益や配当金の100%を本国に送金することができる。ただし、不可抗力事由や異常な経済状況が生じた場合には、大統領は送金の限度額を60%から80%の間に制限することができる。
5. 外国投資家又は外国企業は、州、国内大企業、国内の非公開／公開会社、共同事業体、個人の非居住者又はベネズエラ居住の外国人／外国法人と投資契約を締結することが義務付けられている。もっとも、外国投資登録の最低投資額を下回るもの、不動産の購入に関する投資、利益の再投資又は増資の場合においては、この限りではない。
6. 外国投資契約を締結した外国投資に対しては、減税、加速償却、関税の減額及び国家管理の原料資源の優先取得などの特別な恩恵を受けることできるプログラムが用意されている。もっとも、ここでいう外国投資契約と、前項の投資契約が同義かは明確ではない。
7. 新外国投資法は、外国企業が、政府的な理由により生産を停止又は停滞させること、民主主義及びその機関を阻害する又は阻害する目的での生産ストライキ又は生産停止に参加することを禁止している。これに関連し、外国企業及びその関係者は、公的若しくは民間機関、NGO、民間団体又は個人に対して、寄付、出資、収益又はサービスなどを通じて貢献することは禁止され、かつ、国家的な政策論争に直接又は間接に関与してはならず、また、ソーシャルメディアを通じて公的利益のある課題についての意見形成に寄与してはならないとされている。
8. 新外国投資法に違反した場合は、全投資額の2%を上限とする罰金に処せられる。2つ以上の違反を同時に犯した場合は、1%分罰金額が増加する。再犯の場合は、初回の罰金に3%分加重される。違反企業は、罰金を投資と同種の通貨を用いて支払わなければならない。

本ニューズレターに  
関するお問い合わせ先

[global.update@bakermckenzie.com](mailto:global.update@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルの他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所を指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。  
法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。